

くろかわ商工会 会費の額及び払込み方法並びに納期

1, 会費の額（月額）

(1) 一般基準表

①個人会費

均 等 割	従 事 者 割	会費月額（円）
600円	1人～2人	200円
	3人～5人	500円
	6人～10人	800円
	11人～20人	1,200円
	21人～50人	2,000円
	51人～	3,000円

②法人会費

資本金		300万円以下	301～1,000万円以下	1,001～2,000万円以下	2,001万円以上
資本金割（円）		600円	1,000円	1,200円	1,500円
従事者割		月額会費	月額会費	月額会費	月額会費
1～2人	200円	800円	1,200円	1,400円	1,700円
3～5人	500円	1,100円	1,500円	1,700円	2,000円
6～10人	800円	1,400円	1,800円	2,000円	2,300円
11～20人	1,200円	1,800円	2,200円	2,400円	2,700円
21～50人	2,000円	2,600円	3,000円	3,200円	3,500円
51～100人	3,000円	3,600円	4,000円	4,200円	4,500円
101人～	4,000円	4,600円	5,000円	5,200円	5,500円

- i. 資本金は前年度3月31日現在の払込資本金とする。
- ii. 従事者は当該年度4月1日現在の常時従事している従事者（アルバイト等を除く）で、個人会員は事業主、家族従業員（給与・専従者控除を受けている者）を、法人会員は役員を含む。
- iii. 経済情勢等著しい環境変化に伴う会費見直しの申し出は、理事会の協議を経てその額を決定する。

(2) 特別基準表

一般基準表により算定することが困難な企業等の場合に限り次の区分による特別賦課の方法をとる。

- ①金融機関 月額 2,000円
- ②地区外より進出した企業（従業員20人以上） 月額 2,000円
- ③支店・営業所（①、②以外の事業所） 月額 1,500円
- ④関連事業所等の会費額は、主たる事業所に含まれるものとする。

⑤大型店会費

店舗面積1,000㎡以上の小売業は、次の区分による特別賦課の方法をとる。

また、同一店内に属するテナント及び事業所の会費額は、主たる店舗に含まれるものとする。

店舗面積

1,000㎡～2,500㎡	5,000円
2,501㎡～5,000㎡	10,000円
5,001㎡～10,000㎡	15,000円
10,001㎡～15,000㎡	20,000円
15,001㎡～20,000㎡	25,000円
20,001㎡～	30,000円

⑥定款第9条（会員の資格）に定める定款会員

- i. 青年部・女性部の部長及び副部長で会員の資格を有しない場合の会費の額は、月額100円とする。
- ii. 相互会社・中小企業等協同組合・信用金庫・労働金庫・公社・青色申告会法人会・スタンプ会・商店会・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人・医療法人・社会福祉法人・産学連携・商工会事業等に関わる学校法人・地域経済の発展、教育文化・学術の振興、医療、福祉の増進等に資する社団法人、一般社団法人、公益社団法人・地域経済の発展、教育文化、学術の振興、医療福祉の増進等に資する財団法人、一般財団法人、公益財団法人・まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人・医師・歯科医師・助産婦の会費の額は、一般基準表に準じて適用する。
- iii. 地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者は、一般基準表に準じて適用する。

⑦特別会員の会費

特別会員の会費は、一般基準表に準じて適用する。

2. 会費の払込の方法及び納期

- (1) 払込方法は原則として会員の希望する地元金融機関(七十七銀行吉岡、富谷、松島支店・仙台銀行吉岡、大富、泉ヶ丘、将監、松陵、名取支店、本店・古川信用組合吉岡支店・あさひな農協大郷支店、石巻信用組合松島支店)の5行の上記本、支店とし、口座振替による納付とする。
- (2) 納期は年3回、第1回は6月25日、第2回は10月25日、第3回は1月25日とする。(休日の場合は翌日振替)

3. 経過措置

会費の賦課については、合併後2年間は、合併前の各商工会会費賦課基準により適用する。新規会員については、新基準表を適用する。